

記 者 提 供 資 料
2019 年(平成 31 年)3 月 7 日
総 務 局 総 合 安 全 対 策 室
TEL 9 1 8 - 5 0 6 9 (内線 5225)

災害時における施設等の提供協力に関する協定の締結について

1 趣旨

大規模地震の発生時、市本庁舎等が使用不能となった場合の代替施設として、アスパア明石の7階～9階を指定していますが、施設の使用に際しては、非常用エレベーターの優先使用、非常用発電機の電力の優先供給、駐車場の一部占有等の処置が必要となるため、アスパア明石管理組合等と施設等の提供協力に関する協定を締結し、災害時の迅速な使用を図ろうとするものです。

2 協定締結者

- (1) 明石市長
- (2) アスパア明石北館・南館管理組合 理事長 きのしたのぶあき 木下宣明
(明石市東仲ノ町6番1号 アスパア明石)
- (3) 明石地域振興開発株式会社 代表取締役社長 木下宣明
(住所：同上)

3 協力を受ける内容

- (1) 北館非常用エレベーター（1基）の優先使用
商用電源が停止した場合、非常用発電機の電力により北館非常用エレベーター2基のうち1基を優先使用（地下1階及び1階と7階との直行運転）
- (2) 北館7階、8階への非常用発電設備からの電力供給
非常用発電機（出力1000kw）の電力の一部を7階、8階での使用電力を考慮し、同階に優先供給
- (3) 北館7階、8階への水道水の供給
トイレ、飲用で使用するため給水ポンプを稼動し、7階、8階に水道水を優先供給
- (4) 駐車場（7階）の一部の占有使用
市の公用車及び災害対策関係車両の駐車場として、7階駐車場の一部を占有して使用

4 協定締結日

平成31年3月11日（月）
（協定締結式は行いません。）